

図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
造成区域位置図	1/2,500 以上	・造成区域とその位置(赤枠)、方位、地形(等高線)	・等高線は2mの標高差を示すもの
土地の公図の写し		・方位、縮尺、造成区域(赤枠)、隣接地所有者	・写しの場合は写した者の記名のこと
土地求積図		・造成面積及び土地利用面積(建築敷地面積)	
現況図	1/1,000 以上	・方位、縮尺、造成区域の境界(赤枠)、地形、地盤高	
造成計画平面図	1/1,000 以上	・方位、申請区域の境界(赤枠)、切土(茶色)若しくは盛土(緑色)をする土地の部分及び各面積、擁壁、がけの位置及び擁壁の種類、擁壁の底版線、道路の位置・形状・幅員・(建築基準法上の)種類、縦横断線の位置と記号、地形、宅地の地盤高及び面積、宅地表面の仕上げ、関連する承認工事等の範囲	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと
造成計画断面図	1/1,000 以上	・切土(茶色)又は盛土(緑色)をする前後の地盤面、擁壁、がけの位置、地盤高	
排水施設計画平面図(雨水)	1/500 以上	・排水施設の区域界及び排水施設の位置、種類、材料、形状、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロックの記号、設置する施設の新設・既設の旨	・造成面積が 1,500 m ² をこえる場合は原則として、流量計算書を添付すること
排水施設縦断面図(雨水)	1/500 以上	・マンホールの記号、種類、位置及び深さ、マンホール間の距離、排水渠勾配、管径、土被り、管底高、計画地盤高及び地盤高	
排水施設構造図(雨水)	1/50 以上	・構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口、公共施設との接続部分(最終樹泥ダム深さ・取付管管種口径))	・終末処理施設を設置する場合は別に図書を添付すること
土量計算書		・切土、盛土別に土量を算定	
崖の断面図	1/50 以上	・がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ)、切土又は盛土する前の地盤面及びがけ面の保護の方法	・擁壁で覆われるがけ面については、設計条件を示すこと
擁壁の断面図	1/50 以上	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類、寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜き穴の寸法、間隔、基礎杭の位置、材料及び寸法、構造計算書又は大臣認定書・工場認定書の写し(名古屋市型は標準図)	・施行令第8条に定める練積造の場合は構造計算書の添付は不要
擁壁の背面図(展開図)	1/50 以上	・擁壁の寸法及び見かけ高さ、水抜き穴の位置・材料及び内径、透水層の位置及び寸法、前面及び背面の地盤線及び高さ、根入れ深さ、目地の位置、折れ点の位置と角度及び隅角補強の有無	・基礎地盤の必要地耐力を確認する旨を記載すること

防災計画平面図	1/1,000 以上	・戸籍を持参すること。方位、等高線、計画道路線、段切位置、ハコ除去位置、除去深さ、防災施設の位置・形状・寸法・名称、流土計画、工事中の雨水排水経路、防災措置時期及び期間	・原則として1ha 以上の造成の場合に添付
防災施設構造図	1/100 以上	・洪水調整池、沈砂池、その他防災施設	・原則として1ha 以上の造成の場合に添付
設計資格に関する証明書類		・施行令第 17 条に規定する経歴	・造成面積が 1,500 m ² を超える場合、高さが5mを超える擁壁を設置する場合に添付
申請者の法人の登記事項証明書 申請者が個人の場合は住民票			・原本であること
工事施行者の法人の登記事項証明書			
委任状		・代理人の資格	・申請の手続きを委任した場合に添付 ・正本のみに添付 ・市様式第9号
他法令による許可証等の写し		・承認工事、占用工事、砂防法、区画整理法等	
その他必要と認める書類		・現況写真(申請区域の全景、接道部分、排水先の水路等の部分) ・誓約書 ・隣地承諾書の写し (公図上で申請区域と接している土地) ・承諾書の写し(申請区域の総代、生産組合長)	その他の書類は必要に応じて指示する場合があります。